

運転者登録に必要な書類の一覧

申請書類等【規則上の様式番号】	2号	4号	5号	6号	9号	10号	その他	添付書類												
								住民票 ※1	雇用条件及び雇用契約証明書	雇用契約書の写し	教育記録簿	講習修了証	申請用写真(1枚)	運転免許証の写し	運転者証	顛末書	運転免許停止処分通知書			
注1)申請者の種別(申請書等に記名・押印等を行う者)	運	運	運	運	会	会														
① 新規の登録をするとき	○				○			○	○	※2	○	○	○	○						
② 登録の削除をされた者が再度登録するとき	○				○			○	○	※2	※7	※3	○	○						
③ 沖縄県内で登録された経験者を採用したとき ※4 【離職後2年以内の経験者】		○			○				○	※2	※7		○	○						
④ 県外で登録された経験者を採用したとき ※4 注2)【離職後2年以内の経験者】	○				○			○	○	※2	○	○	○	○						
⑤ 運転免許証の記載事項に変更があったとき (有効期限の更新)		○				○							○	○	○					
⑥ 運転免許証の記載事項に変更があったとき (氏名に変更があったとき)		○				○		○					○	○	○					
⑦ 運転免許証の記載事項に変更があったとき (住所に変更があったとき)		○						○						○						
⑧ 会社の名称が変わったとき		○					様式 第9						○	○	○					
⑨ 会社の住所が変わったとき		○																		
⑩ 運転者が退職したとき							返納届										○			
⑪ 運転者が運輸規則36条規定の雇用形態に該当したとき (運輸規則第36条運転者の選任)		○					返納届										○			
⑫ 運転免許証の取消し処分を受けたとき		○					返納届										○			○
⑬ 運転免許証が失効したとき		○					返納届										○			○
⑭ 40日以上運転免許停止処分を受けたとき		○					返納届										○			○
⑮ 40日未満の運転免許停止処分を受けたとき		○																		○
⑯ 運転免許停止期間が短縮されたとき		○																		○
⑰ 再交付(運転者証を紛失または盗難に遭ったとき)						○							○						○	
⑱ 再交付(運転者証を毀損または汚損したとき)						○							○				○			
⑲ 更正登録の通知を受けたとき ※5			○				様式 第3													
⑳ 運転者証の記載事項の更正通知を受けたとき ※5							様式 第4 第6						○				○			
㉑ 登録の取消しによる登録の削除の通知を受けたとき							返納届										○			
㉒ 登録の削除の申請をするとき ※6				○												○				

注1)申請者の種別 「運」=運転者が準備すべき申請様式 「会」=タクシー会社(事業者)が準備すべき申請様式

注2)他地域登録の場合、登録された地域で、運転者証の返納及び消除処理が行われていなければ、登録できません。

※1 住民票の「従前の住所」欄が登録のあった住所と異なる場合は、戸籍の附票等が必要。

※2 定時制乗務員の場合は、雇用契約書の写しを追加添付。

※3 退職又は解任後、2年以上経過していなければ講習受講不要です(講習修了証の添付も不要)。

※4 タクシー事業者を異動したときは、旧タクシー会社から旧運転者証の返納が行われていないと手続きができません。

※5 更正通知には登録事項の更正と運転者証の記載事項の更正の2種類あります。

※6 登録消除申請時に、タクシー会社に雇用されている場合、タクシー会社による運転者証返納手続きが必要です。

※7 採用しようとする日から遡って通算90日以上乗務経験があれば教育記録簿は不要です。